

子ども版NISAを2016年1月以降にも創設、  
世代を超えた金融資産の移転を促す!?  
～英国のジュニアISA、米国の529プランの現状付き～




※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

子ども版 NISA を 2016 年 1 月以降にも創設、世代を超えた金融資産の移転を促す!?

2014年7月13日(日)付日本経済新聞朝刊は一面トップで「子どもNISA創設、16年にも、親世代の投資促す、子・孫名義、引き出し制限。」という見出しの記事を報じた。当該記事の引用は次頁に掲載してあるが、0～18歳(未満)に対し年100万円の子ども版NISAを2016年1月以降にも創設、世代を超えた金融資産の移転を促すと言う事である。そこで、まずは下記テーブルに、現行のNISA(左端)、当記事に出ていた現行のNISAの拡充策(中央)、そして、2016年1月にも創設される可能性のある子ども版NISA(右端)を現在、わかる範囲内でまとめたので参照の事。

日本のNISA(少額投資非課税制度/個人貯蓄口座)～大人版と子ども版～

2014年7月22日現在

項目	 日本のNISA (日本版ISA) (少額投資非課税制度)	 日本の大人版NISA (日本版ISA) (少額投資非課税制度)	 *新設 日本の子ども版NISA (日本版ジュニアISA) (少額投資非課税制度)
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等。	18歳以上の居住者等(←現行20歳以上) *18歳未満には子ども版NISAがあり、18歳になると大人版NISAに。	0歳以上18歳未満の子ども(名義者) *祖父母や両親が孫や子どもの名義で投資。 *18歳未満には子ども版NISAがあり、18歳になると大人版NISAに。
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *預金は非対象だが2016年1月1日から公社債(投信も対象となる可能性(金融庁要望))。	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *預金は非対象だが2016年1月1日から公社債(投信も対象となる可能性(金融庁要望))。	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *預金や公社債(投信)は未定。
非課税投資枠	毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円。	年200万円～300万円程度 *累積非課税投資額1000万円以上(←現行では、毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円)。	毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円。 *生前贈与の場合、NISA以外に贈与があり、合算で年間110万円を超えると、贈与税がかかる(見直し)。下記「贈与税」欄参照。
投資可能期間	10年間(2014年～2023年)	10年間(2014年～2023年)	18歳になると大人版NISAへ。
非課税期間	投資した年から最長5年間	段階的延長(←現行、投資した年から最長5年間)	無制限
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は不可(←出来る様に金融庁が要望中 *同一の金融機関で開いたNISA口座からのみ移管は可。)	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は不可(←出来る様に金融庁が要望中 *同一の金融機関で開いたNISA口座からのみ移管は可。)	原則、大人版NISAとなる18歳までは引き出し不可 *災害や両親の不慮の事故による生活の困窮等の例外あり。
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	
口座開設数	一人一口座。毎年金融機関の変更可(2015年1月から)。	一人一口座。毎年金融機関の変更可(2015年1月から)。	
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	2016年(2015年度税制改正大綱に向けて調整中)
加入者数	NISA口座開設数は、2014年3月末で650万件。買付総金額は、2014年1～3月合計で1兆34億円(2014年6月23日金融庁)。	NISA口座開設数は、2014年3月末で650万件。買付総金額は、2014年1～3月合計で1兆34億円(2014年6月23日金融庁)。	対象者は2000万人(2014年7月13日付け日本経済新聞) 0歳から19歳が2232万人と日本の総人口の約17.6%(2014年6月1日現在)。
(参考) 贈与税	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。 *直系尊属から、30歳未満のひ孫・孫・子への教育資金を贈与した場合は受贈者1人につき1500万円(学校以外)は500万円まで非課税(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置。2013年4月1日～2015年12月31日)。扶養義務者からの教育資金は非課税だが、必要な額度直接これらに充てるためのものに限られ、それを預金したり株式などの買入資金に充てたりしている場合には贈与税がかかる。

(出所: 日本の金融庁・財務省・総務省、日本証券業協会、日本経済新聞などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

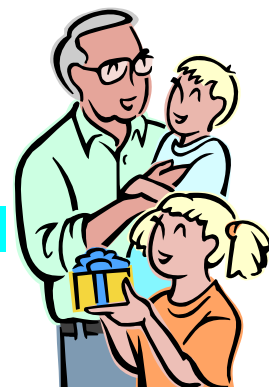
子ども版 NISA の話が出ていた 2014 年 7 月 13 日(日)付日本経済新聞朝刊一面トップ記事を下記に引用する(オリジナル…URL は後述[参考ホームページ])。

「政府の少額投資非課税制度(NISA)拡充策の概要が固まった。(1)子ども版 NISA を 2016 年にも創設 (2)大人版の非課税枠を年 200 万~300 万円に引き上げ (3)非課税期間の段階的延長——が柱。子ども版 NISA は祖父母や両親が孫や子どもの名義で投資する場合、年 100 万円以下であれば受け取る配当や将来の売却益を非課税にする。世代を超えた金融資産の移転を促す。…(略)…。子ども版 NISA の投資上限は現行の大人版と同じ年 100 万円、利用対象者は 0~18 歳にする案が有力だ。金融庁は 0~18 歳まで年 4000 ポンド(約 69 万円)の投資で得る配当などが非課税になる英国の『ジュニア ISA(個人貯蓄口座)』を参考に制度を設計する。生前贈与はもらう人 1 人当たり年間 110 万円(基礎控除)を超えると税金がかかる。…(略)…。大人版の NISA と大きく違うのは引き出しに制限をかける点だ。18 歳までは原則として非課税では引き出せないようにできるか金融界と調整する。…(略)…。子ども版が創設された場合、NISA を通じ投資できる対象者は約 2000 万人にのぼる。利用率 5%で年平均 60 万円を投資するだけで、6000 億円が投資に回る。」~以上が記事。

### 子ども版 NISA は子どもによる投資で額も小さいので効果は限定的か?

ここで、従来の NISA(大人版 NISA)が年 200~300 万円になりそうな時において、年 100 万円、それも「子どもだろう」と思う人は少なくない。この記事を受け、翌 7 月 14 日の日経 QUICK ニュースには「子ども版では、子ども向けのサービスを展開する企業などの株が人気となると考える。」「子ども版 NISA の投資上限は年 100 万円とみられるため、金額面では株式相場に大きな影響を与えることはないだろう。ただ、NISA を通じて投資教育につながれば、将来的に株式投資に興味を持つ人口が増える可能性がある。現段階では投資について学ぶ子どもは少なく、どうしても預金に資金が回ってしまう。子ども版 NISA 導入をきっかけに株式投資を身近に感じてもらい、長期的に株式市場に資金が流れる効果を期待している。」と言う二人の有力専門家の意見が出ていた。

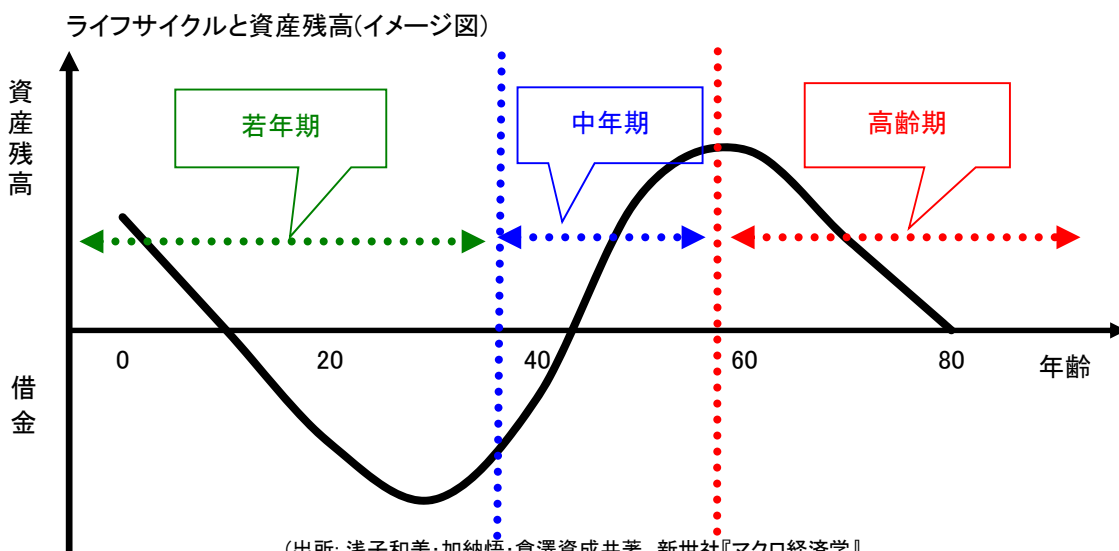
ただ、ここで留意したいのは、名義は子どもでも、実際に投資など管理するのは、子ども自身ではなくて、親や祖父母になる可能性が高い点である。先の記事にもあった通り、子ども版 NISA が参考とする英国の「ジュニア ISA」は、口座の管理が出来るのは「registered contact」だが、それは子どもが 16 歳になるまで親や祖父母だけで、子どもではない。子どもが 16 歳以上になると、子どももこの「registered contact」になれるが、引き続き親や祖父母が「registered contact」として管理する可能性は十分ある(投資教育の意味で子どもにさせる可能性はある)。



従って、子ども版 NISA は金融資産を多く保有する祖父母が中心となると思われる。つまり先の記事の指摘である「子ども向けのサービスを展開する企業などの株が人気」となったり、「投資について学ぶ子どもは少なく、どうしても預金に資金が回ってしまう」事となったりする可能性は少ないと思われる(\*子ども版 NISA も株式・投信だけになる可能性が高いので、預金にも向かわないと思われる)。

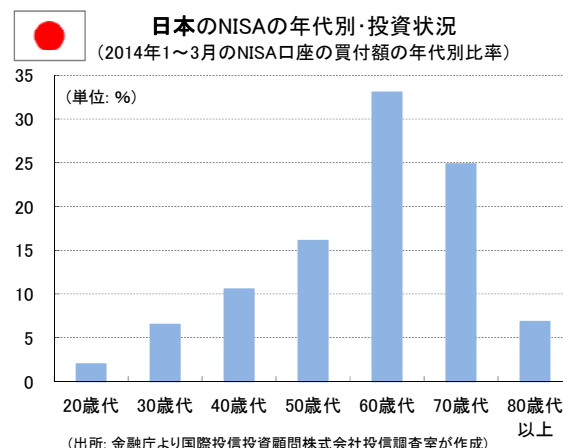
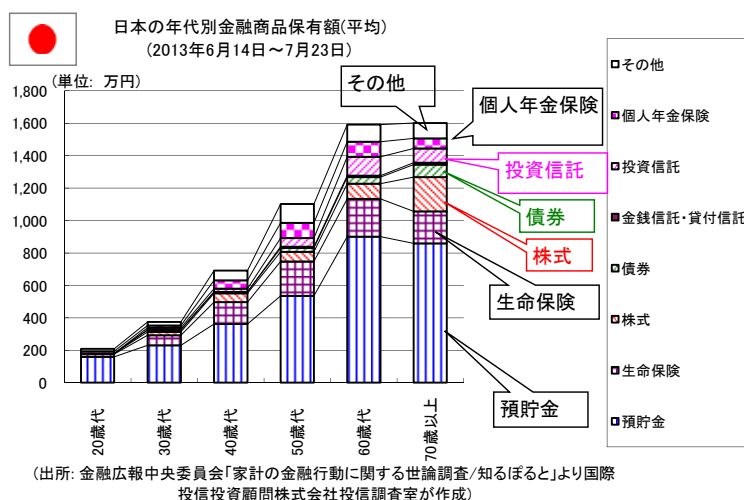
それと、もう一つ留意したいのは、「子ども版 NISA の投資上限は年 100 万円とみられるため、金額面では株式相場に大きな影響を与えることはないだろう。」と言う所である。先述通り、子ども版 NISA の投資を管理するのは高齢者中心となる可能性が高く、また、孫が一人だけと言う事も少ない。さらに、現行の NISA は、「20 歳以上の居住者」と言う条件の下、金融資産を多く保有する人も、投資資金の限られた人も、投資金額は一律年 100 万円に限定されている事である。ここで考えたいのは、仮に 20 歳代や 30 歳代が NISA にも関心があり、投資をしたくても、「先立つものが無い」と言う可能性が高いのである。実際、20 歳代の平均金融資産保有額は 219 万円で、30 歳代のそれは 379 万円しかない(2013 年 11 月 7 日発表の「家計の金融行動に関する世論調査」)。

これは問題と言う事ではなく、20歳代や30歳代など若年期は借金のある可能性が高く、ライフサイクルと資産残高から見て経済学的にも自然なことなのである(下記イメージ図参照)。借金があるのに投資をすると言うのは、ある意味、レバレッジ運用をする様なもので、リスクも高く豊富な投資経験が必要である。その意味で現在、日本の20歳代と30歳代の平均金融資産保有額に占める預貯金比率が73%と61%と高いのは自然でもある。一方、高齢期になると、投資額の大きくなっている場合が多い。その場合、投資経験も豊富になっている可能性は高く、0～18歳の孫名義で自身のNISA以外に投資をする事は「貯蓄から投資へ」の流れを促進する事に沿っていると見えよう。



(出所: 浅子和美・加納悟・倉澤資成共著、新世社『マクロ経済学』の「5. 家計の消費・貯蓄行動」の「5.1 ライフ・サイクル仮説」より引用、矢印や吹き出しは国際投信投資顧問株式会社投信調査室で付けたもの)

2014年6月23日に金融庁が公表した「NISA口座の利用状況等について」では口座開設者は60歳代以上が59.8%を占め、20歳代が3.2%、30歳代が7.7%だった。一方、実際に買付した投資家は60歳代以上が64.9%を占め、20歳代が2.0%、30歳代が6.5%、投資商品では、投資信託が61.9%(6212億822万円)、上場株式が36.3%(3645億1357万円)を占めていた(金額ベース)。この結果を受けて、2014年6月24日付産経新聞が「NISAは国内の金融資産を投資に呼び込む狙いで始まったが、投資経験が豊富な高齢者の利用が先行し、若年層の利用が進まない実態が浮き彫りになった。」と報じたが、先の理由からして予想された展開とも言える。



(出所: 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査/知るほど」とより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



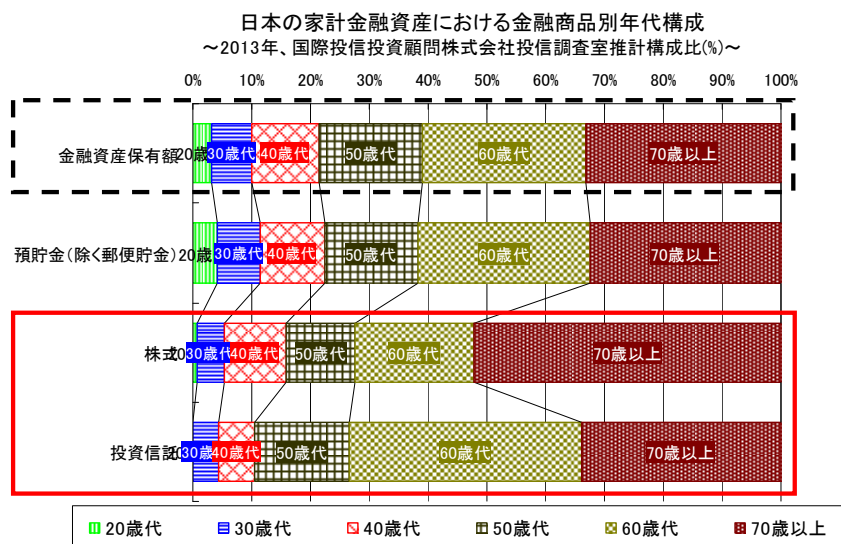
## 2015年12月に終わる見込みの「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」を受け継ぐ形で2016年1月からの子ども版NISAが期待される

子ども版NISAを利用するにあたって気になる贈与税だが、子ども一人につき年110万円の基礎控除が適用されるため、子ども版NISAの非課税枠が年100万円であり他に贈与がなければ、両親や祖父母が子どもNISAで非課税枠の上限まで運用しても税金のかかることはない(冒頭のテーブルの下方「贈与税」欄を参照、子ども版NISAが参考としている英国/イギリスの贈与税については後述するテーブルの「贈与税」欄にある)。仮に子ども版NISAが年100万円になったとして、贈与税は受贈者ごとに年110万円あるので、孫(子ども)が2人で年200万円、3人で年300万円、4人で年400万円が非課税譲渡される。これにその高齢者(夫婦)自身のNISA(大人版NISA)が現行で年200万円、今後の見込みとして年400~600万円が追加される事となる。株式相場などへの影響は小さいとは言えない。

もちろん現行NISAでも年110万円までの贈与税基礎控除を使い20歳以上の子どもに対しNISAを非課税贈与する事は可能である。だが、高齢者夫婦から20歳以上の子どもへの譲渡の場合、NISAを管理する権利も譲渡されていることから、その20歳代や30歳代は先のライフサイクルからして、預金もしくは借金返済など投資と関係ない用途に使う可能性が高いと思われる。「貯蓄から投資へ」でなく、「貯蓄から貯蓄へ」、「貯蓄から借金返済へ」となる。これが子ども版NISAでは、18歳までは引き出せないようにするなど制約が考えられており、それを管理する高齢者は投資経験豊富な場合もあり、投資に向ける可能性が高くなる。こうして金融資産の過半を持つ高齢者から孫への資金シフト、「貯蓄から投資へ」の流れが促される可能性が高くなるわけである。その意味で、子ども版NISAの意味は決して小さくはないと思われる。

尚、昨年2013年4月から開始された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(※1)」が始まって1年で約4500億円に達したと言うが、その再来も期待出来る。この「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は2015年12月31日までで終わる見込みなので、それを受け継ぐ形で子ども版NISAが期待される所である(\*信託銀行などが期限延長や出産や育児に必要な資金にまで非課税枠を広げるよう要望はしている)。

※1: 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置…直系尊属から、30歳未満のひ孫・孫・子への教育資金を贈与した場合は受贈者1人につき1500万円(学校以外は500万円)まで非課税となる(2013年4月1日~2015年12月31日)。扶養義務者からの教育資金は非課税だが、必要な都度直接これらに充てるためのものに限られ、それを預金したり株式などの買入資金に充てたりしている場合には贈与税がかかる。



(出所: 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査/知るほど」と及び  
 国連「World Population Prospects」より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

## 英国のジュニアISA、米国の529プランの現状

最後に、子ども版NISAを創設するにあたって参考とする英国のジュニアISA、それに加えて、米国の529プラン(将来の高等教育資金に向けた資産形成制度)を下記テーブルにまとめておいたので参考にしてほしい。英国のジュニアISAは、0歳から18歳未満を対象とした非課税制度で、2011年から始まった。年間4000英ポンド(約69万円)が非課税となる。貯蓄奨励を目的のひとつとしていることから、日本のNISAに似た株式型のほかに、預金型もある(\*NISAは少額投資非課税制度、という名前の通り、貯蓄から投資へという目的があるため、子ども版NISAは現行NISAと同じ、英国ジュニアISAとは異なり、投資できる商品に預金は含まれないと思われる)。英国のジュニアISAは、2013年4月5日時点で、株式型は9.2万口座(18歳未満の人口1360万人の0.7%)/拠出額9900万英ポンド(約150億円)、預金型には20.3万口座(18歳未満の人口1360万人の1.5%)/2億9300万英ポンド(約440億円)、2013年4月5日現在、ジュニアISAの残高は5億5700万英ポンド(約832億円)となっている(株式型1億6700万英ポンド、預金型3億9000万英ポンド)。株式型で対象年齢の0.7%しか投資されていないのは小さく見えるが、ジュニアISAの前身であるチャイルド・トラスト・ファンドの口座開設者は対象外である理由もある(これも2015年4月にジュニアISAへ移管可能となる見込み)。

2014年7月22日現在

### 日英米の子どもの将来に備えた資産形成制度(少額投資非課税制度/個人貯蓄口座/教育資金積立制度)

項目	<b>*新設</b> 日本の子ども版NISA (日本版ジュニアISA) (少額投資非課税制度)	英国のジュニアISA / Junior Individual Savings Accounts (子供のための個人貯蓄口座)	米国の529プラン (教育資金積立制度) *大学教育資金貯蓄(カレッジ・セービング・プラン)型
制度を利用可能な者	<b>0歳以上18歳未満の子ども(名義者)</b> *祖父母や両親が孫や子どもの名義で投資。 *18歳未満には子ども版NISAがあり、18歳になると大人版NISAに。	<b>株式型・預金型…18歳未満の英国居住の子ども(名義者)</b> *口座開設は子どもの親権者のみ。資金拠出は子どもの両親や祖父母など誰でも可。 *チャイルド・トラスト・ファンド/Child Trust Fund savings account/CTF(2002年9月1日~2011年1月2日生まれ非開業者(チャイルド・トラスト・ファンドからジュニアISAへの移管は2015年4月までにと可となる見込み)。 *16歳以上~18歳未満は、子ども本人または親権者が口座開設可。 *18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAに、16歳以上~18歳未満はアダルトISA預金型とジュニアISA預金型の両口座開設可。	<b>米国市民または居住者(所得・年齢制限なし)</b> *誰でも加入することができ、受益者も口座につき1人となるが誰でもよく、親戚、友人、自分自身としても可。居住していない州の提供する529プランの利用も可。ただし、資金の用途は、将来の高等教育費の支払いに限る。
非課税対象	上場株式等・公募株式投資の配当・譲渡益 *預金や公社債(投資)は未定。	株式型…株式・投資・債券・預金型…預金・MMF等向こう5年間にわたりいつでも元本の値下がり率が5%以下のもの	投資(含むMMF)など。
非課税投資枠	毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円。 *生前贈与の場合、NISA以外に贈与があり、合算で年間110万円を超えると、贈与税がかかる(見直し)。下記「贈与税」欄参照。	4000英ポンド(約68万円)を上限(預金型と株式型の合計) *2014年4月6日~2015年4月5日。累積非課税投資額上限無し *16歳以上~18歳未満はジュニアISA(4000英ポンド)に加え、アダルトISA預金型(19000英ポンド)も可なので、19000英ポンド(約320万円)を上限。	実質上限なし。州ごとに1受益者/上限20万 <sup>ドル</sup> 。超程度ではあるが、複数の州で開設できる為。
投資可能期間	18歳になると大人版NISAへ。	18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAへ。	恒久化 *当初は2010年まで、2006年に恒久化。
非課税期間	無制限	無制限	無制限
途中売却	原則、大人版NISAとなる18歳までは引き出し不可 *災害や両親の不慮の事故による生活の困窮等の例外あり。	18歳になるまで引き出し不可(口座のすべての管理は親権者、16歳以上で子ども本人の管理可)。 *ジュニアISA内では株式型と預金型の間の移管は可、ジュニアISAとアダルト/レギュラーISAまたはCTFとの間の移管は不可。	高等教育費以外で引き出すと、ペナルティ課税あり。スイッチングは年1回可能。
損益通算	-	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	-
口座開設数	-	アダルト/レギュラーISAの金融機関に限定されており、さらに同時期には一つの金融機関でしか開設出来ない。	プラン数に上限なし(別の州でも開設可)。
導入時期	2016年(2015年度税制改正大綱に向けて調整中)	2011年11月1日から開始 *最初の課税年度(アダルト/レギュラーISAでは2011年4月6日~2012年4月5日)はジュニアISAでは2011年11月1日~2012年4月5日。	1996年
加入者数	対象者は2000万人(2014年7月13日付け日本経済新聞) 0歳から19歳が2232万人と日本の総人口の約17.6%(2014年6月1日現在)。	2012~2013年度(2012年4月6日~2013年4月5日)で、ジュニアISAの株式型には9.2万口座(18歳未満の人口1360万人の0.7%)/9900万英ポンド(約150億円)、預金型には20.3万口座(18歳未満の人口1360万人の1.5%)/2億9300万英ポンド(約440億円)が拠出、2013年4月5日現在、ジュニアISAの残高は5億5700万英ポンド(約832億円)となった(株式型1億6700万英ポンド、預金型3億9000万英ポンド)。	2013年12月末時点で、1160万口座(貯蓄型1040万口座、前払い型120万口座)。残高は2271億ドル(約24兆円)、うち貯蓄型2051億ドル(約21.6兆円)、前払い型220億ドル(約2.3兆円)。
(参考) 贈与税	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。 *直系尊属から、30歳未満のひ孫・子への教育資金を贈与した場合は受贈者1人につき1500万円(学校以外)は500万円まで非課税(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、2013年4月1日~2015年12月31日)。扶養義務者からの教育資金は非課税だが、必要な都度直接これらに充てるためのものに限られ、それを預金したり株式などの買入資金に充てたりしている場合には贈与税がかかる。	贈与者が7年を超えて生き続けなければ非課税。7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかる(Potentially Exempt Transfer/PET)。ただし課税対象額は6年超20%、6年以下40%、…(略)…、3年以下100%と段階的になっている。 *贈与時に一律20%と言う選択もあるが(Chargeable Lifetime Transfer/CLT)、7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかるので(払った20%は控除されるが)、適用は少ない。	受贈者一人当たり年間1.4万ドル(約143万円)まで控除可、貯蓄型は5年分の控除枠の前倒し利用も可(最大7万ドル/約714万円)。

(出所:日本の金融庁・財務省・総務省、日本証券業協会、日本経済新聞などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

[参考ホームページ]

2014年5月日本証券業協会「英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」報告書…

「[http://www.jsda.or.jp/shiryō/houkokusyo/files/kaigai\\_houkokusyo\\_140528.pdf](http://www.jsda.or.jp/shiryō/houkokusyo/files/kaigai_houkokusyo_140528.pdf)」、2014年7月13日付日本経済新聞「子どもNISA創設、16年にも、親世代の投資促す、子・孫名義、引き出し制限。」と言う見出しの記事…「[http://www.nikkei.com/money/features/69.aspx?g=DGXNASGC12H05\\_12072014MM8000](http://www.nikkei.com/money/features/69.aspx?g=DGXNASGC12H05_12072014MM8000)」、政府広報オンライン「新しい投資優遇制度『NISA(ニーサ)』がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに」…

「<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201306/3.html>」、2013年12月2日付日本版ISAの道\_その37「日本版ジュニアISA(子ども版NISA)の道、日本版529プランの道～英国のジュニアISAとチャイルド・トラスト・ファンドの歴史、米国の529プランの歴史、そして米国の529プランファンドの今～」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/131202.pdf>」、2013年2月22日付日本版ISAの道\_その4『日本版ISAの道』は、近い将来『日本版529と日本版ジュニアISAの道』につながり、さらに拡大していく可能性を持つ。『家計からの成長マネーの供給拡大』が達成されていくことを強く期待する。』…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130222.pdf>」、2014年6月30日付日本版ISAの道\_その61「NISAの最新全体像がわかる金融庁の調査結果を他の調査結果や英国ISAの最新動向を比較しながら解説する」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140630.pdf>」。

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。